

葉山町議会基本条例 検証結果一覧（検証チェックシート）

【検証体系】 4. その他 ○基本条例の趣旨、議決事項、見直し

| 前文 |
|---|
| <p>(前文)</p> <p>地方議会は、二元代表制のもと、住民主権を基礎とし、住民の信託を受けて活動する住民の代表機関であり、合議制による議事機関である。また、長その他の執行機関（以下「長等」という。）と独立、対等な関係を保ち、監視機能と立法機能を十分に兼ね備えた地方自治の実現を目指すものである。</p> <p>地方分権改革を進める上で、地方自治体は自らの判断と責任において行政を運営することが求められている。地方議会及び議員は、住民福祉の向上を図るため、さまざまな行政の課題に対して、住民の多様な意見を的確に把握し、自立したまちづくりを進める責任を負っている。</p> <p>葉山町議会（以下「議会」という。）は、このような認識のもと、これまでの良好な自然環境と住環境の調和を重視し、伝統ある歴史と文化を育みつつ、新しい価値を創造するよう努める。</p> <p>議会は、高い政治倫理に基づき、議員の責務及び活動原則、情報提供など町民に開かれた議会運営の基本的事項を定め、町民の負託にこたえていくことを決意し、この条例を制定する。</p> |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|--------------------------|--|---|
| 前文 | この条例の制定の背景、理念、決意等を定めたもの。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 4行目「十分に」を削除したらどうか。 ⇒特に必要ないのではないか。 ・ 5行目「地方分権改革を進めるうえで」を削除したらどうか。 ⇒策定当時とは時代が変わってきたのであえて必要ないのではないか。 ・ 6行目「ため」を「ことを基本に」に変えるのはどうか。 ⇒「ため」にまちづくりを進めるだと限定的すぎるのではないか。 ⇒地方自治法第1条-2では「住民の福祉を図ることを基本として」になっている。 ・ 10行目「新しい価値」があいまいでよくわからない。 ⇒今後の議論で「新しい価値」とは何か話しあったらどうか。 | <p>【前文改正の必要性について】</p> <p><input type="checkbox"/> 1：改正の必要性あり</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 2：改正の必要なし</p> <p>【今後の取り組み】</p> <p>条文の一部見直しを提案され検討を行いました。なお、次回の議会基本条例の検証時に再度、見直しについて検討することを決定しました。</p> |

【検証体系】 4. その他 ○基本条例の趣旨、議決事項、見直し

| 第1条 目的 |
|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条</p> <p>この条例は、真の地方分権時代に対応するため、合議制の機関である議会が担うべき役割及び議会に関する基本的事項を定め、議会の活性化を図り、町民の負託にこたえられる議会の実現を図ることを目的とする。</p> |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|---------------------------------|------------|---------|
| 1 | この条例を制定する目的を定めたものであり、検証の対象外とする。 | | |

【検証体系】 1. 町民に開かれた議会 ○町民への情報公開と情報共有

| 第2条 議会の運営原則及び説明責任 | |
|--|--|
| (議会の運営原則及び説明責任) | |
| 第2条 議会は、本町の基本的な政策決定、長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。 | |
| 2 議会は、前項に規定する議会の役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。 | |
| (1) 公正性、透明性、信頼性を確保し、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指して活動すること。 | |
| (2) 政策立案機能の充実強化を図るとともに、町の施策が効率的かつ適正に実施されているかを町民の立場に立って監視及び評価すること。 | |
| (3) 町民の多様な意見を的確に把握し、これを町政に反映させる議会運営に努めること。 | |
| (4) 議会の会議又は常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）の運営において、必要に応じて参考人制度及び公聴会制度を積極的に活用し、多様な意見を踏まえながら、適切な判断を行うこと。 | |
| 3 議会は、議会運営、政策の立案、決定、提言等に関し、町民に対して説明責任を果たすよう努めなければならない。 | |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|--|--|--|
| 2 | <p>○第2条第2項 (第1号) 本会議・委員会等の傍聴、ネット中継、議会だよりの発行及び町民との会議などを通して議会の情報を積極的に発信している。</p> <p>(第2号) 本会議での質疑や一般質問、予算・決算審査（決算審査は政策提言を実施）等において、長等の事務の執行を監視・評価している。</p> <p>(第3号) 町民との会議（議会報告会・意見交換会）を開催し、町民の多様な意見を伺う機会を設けている。 ➢ 平成21年10月以降 19回開催 参加者延べ310人</p> <p>(第4号) 必要に応じて委員会審査において参考人を招致している。 ➢ 平成21年10月以降 6件</p> <p>○第2条第3項 町民との会議（議会報告会・意見交換会）を開催し、町民に対して説明を行っている。 ➢ 平成21年10月以降 19回開催 参加者延べ310人</p> | <p>直近の3年間は、コロナ禍という事もあり町民との会議・議会報告会も中止しているが、リモートにより葉山町芸術祭実行委員会や社会福祉協議会との意見交換会を行い、現状把握や要望の聴取を行っている。</p> <p>議会としての取り組みは概ねできていると思われるが、各種団体への働きかけを積極的に行うなどの取り組みも必要かと思われる。</p> <p>条文の内容は的確であり改正は必要ない。 条文を追った取り組みを実施してきている。</p> <p>本会議や委員会など、中継が様々な媒体で見られることは大変有意義なことだが、個人的には委員会開催中に委員会を暫時休憩し議論することはそこでの議論が町民には見られないので、暫時休憩せずに中継を続けたらと思う。 議会だよりを手に取って見ている町民はまだまだ少なく、議会や町政への関心の薄さを感じられる。投票率向上は見えず、議会だよりを若い世代にも見てもらえるデザインや内容に変更するべきと考えます。</p> <p>コロナ禍において、やむを得ない面もあったが、地域に向いて町民と意見交換を行う取り組みが不足していたと感じる。 今後は、人数を絞って、(特定の団体に所属していないような)町民とのリモート会議を行ってはどうか。議会だよりになどで参加者を募集し、定員になったら締め切り、参加できなかった方には次回の優先権を認めればよいのではないか。高齢の方には難しいかもしれないが、若い世代の参加は見込めるのではないかと。</p> <p>議会情報の発信については、デジタル化が進む中、もう一歩突っ込んだ展開が必要だと考えます。(SNSやアプリの利用) 町民との会議について、コロナ禍でも出来る事、しなければいけない事の議論がし尽くされていないと思っています。(議会報告会)</p> <p>コロナ等の不測の事態にも対応できるような対策が必要である。更なる積極性をもつての対応が間わらと思う。</p> <p>コロナ禍である状況を勘案すべきではあるが、議会からの情報発信について、さらなる機会と方法の工夫が必要と考える。 町民の多様な意見を伺う方法の一層の工夫と多様な機会を設ける必要がある。 町民との会議開催回数増の必要性を感じる。</p> <p>コロナ禍ではあるが、オンラインにて実施することができた。</p> <p>これまでの議会改革検討項目に取り上げてきており、とりわけ議会報告会の実施や、重要案件において町民の皆様の意見を伺う機会を設けてきている。今後はコロナ禍において ZOOM を使った意見交換会や議会報告会の実施回数を増やしていくことが肝要である。</p> | <p>【段階評価】</p> <p><input type="checkbox"/> A：できている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B：概ねできている</p> <p><input type="checkbox"/> C：着手しているができていない</p> <p><input type="checkbox"/> D：未着手</p> <p>【管理評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 1：条文改正の必要性あり</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 2：条文を改正せず、今後の取り組みを検討</p> <p><input type="checkbox"/> 3：条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 4：条文を廃止</p> <p>【今後の取り組み】</p> <p>町民の多様な意見を聴くため、町民との会議の開催回数増・意見交換会の参加団体の拡充を検討。</p> |

【検証体系】2. 議員の責務・倫理 ○議員の責務

| |
|---|
| 第3条 議員の責務及び活動原則 |
| <p>(議員の責務及び活動原則)</p> <p>第3条 議員は、地域の課題のみならず、町政の課題とこれに対する町民の多様な意見を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、町民の負託にこたえるものとする。</p> <p>2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。</p> <p>3 議員は、議会活動について、町民に対して説明する責務を負う。</p> <p>4 議員は、議会の構成員として、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。</p> |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|---|--|---|
| 3 | <p>○第3条第2項 議員個人又は会派により、政務活動費を活用するなどして、行政視察の実施や各種研修会の参加により資質の向上に努めている。</p> <p>○第3条第3項 議員個人又は会派により、政務活動費を活用するなどして、議会報告を行っている。</p> <p>○第3条第4項 各議員が町民の代表であることを自覚して、町民の意見・要望等を把握し、町民の全体の福祉の向上のため、議員活動に努めている。</p> | <p>政務活動費による視察については、報告書も提出してHPにてアップしている。一般質問や総括質問にも視察の内容等も活用し、町政に反映すべく提案している。また、議員個人として地域住民の意見・要望も聴取している。</p> <p>各議員による議会報告の活発化を図る。</p> <p>本条の趣旨を胸に研鑽あるのみ。</p> <p>政務活動費による視察先を決定する際に、現在の町政の課題や今後の取り組みを提案を目的に、町民に対して視察先の具体的な内容を提示する。視察報告や執行部に対して提案する、具体的な内容やスケジュールも提示する。提案後の執行部対応の結果も公表する。</p> <p>各自で努力していると思うが、議員によって、詳しい分野が異なるので、議員間の情報共有がもっと増えることが望ましい。コロナ禍で自粛が続いてきたが、日頃の雑談が重要なのではないか。</p> <p>議会全体としての研修を充実し、基本的課題理解をより深めるべきである。町民の意見要望を、より一層把握する限りない努力の必要性を感じる。</p> <p>議員・会派それぞれが、取り組んでいると思う。</p> <p>自身の取り組みとしては、研修会や講演会への積極的参加を行っている。政務活動費を活用して先進的取り組みがなされている自治体に出向いて、現場の生きた声を聴取して、自身の一般質問へ反映させている。</p> | <p>【段階評価】</p> <p><input type="checkbox"/> A：できている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B：概ねできている</p> <p><input type="checkbox"/> C：着手しているができていない</p> <p><input type="checkbox"/> D：未着手</p> <p>【管理評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 1：条文改正の必要性あり</p> <p><input type="checkbox"/> 2：条文を改正せず、今後の取り組みを検討</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 3：条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 4：条文を廃止</p> |

【検証体系】3. 議会の機能・体制強化 ○議員活動、議員活動のための基礎整備

| |
|---|
| 第4条 会派 |
| <p>(会派)</p> <p>第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し、合意形成に努めるものとする。</p> |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|---------------------------|------------|---------|
| 4 | 会派結成の根拠条文であるため、検証の対象外とする。 | | |

【検証体系】 1. 町民に開かれた議会 ○多様な町民意見の把握

| |
|---|
| 第5条 町民の議会への参加及び町民との連携 |
| <p>(町民の議会への参加及び町民との連携)</p> <p>第5条 議会は、町民の多様な意見を把握し、議会活動に反映することができるよう町民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、請願及び陳情を町民による政策提言と位置付けるとともに、委員会審査に当たって必要があると認めるときは、これら提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。</p> <p>3 議会は、長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策の立案、提言の過程において、参考人制度、公聴会制度等の積極的な活用及び町民との意見交換等町民参加に係る制度の充実に努めるものとする。</p> |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|--|--|---|
| 5 | <p>議会基本条例施行後（平成21年10月以降）</p> <p>○ 第5条第2項</p> <p>➢ 請願及び陳情提出者の意見を聴いた事例 14件</p> <p>○ 第5条第3項</p> <p>➢ 参考人を招致した事例 6件</p> <p>➢ 町民との会議（議会報告会・意見交換会）19回 参加者延べ 310人</p> | <p>陳情審査等で提出人や参考人を招致する際に、基本条例上の参考人制度と自治法上の参考人制度を整理する必要があるのではないか。</p> <p>積極的に広く町民からの請願・陳情を処理している。</p> <p>他自治体と比較して葉山町は陳情を請願並みに扱っており、きめ細かい対応で評価できる。今後もこのやり方を継続すべきと考える。</p> <p>陳情や請願など政治用語や制度そのものの理解はなかなか難しく、町民に向けてわかりやすい説明と検索方法の向上、議会だよりやホームページ・SNS等で定期的な用語説明等が必要。</p> <p>請願や陳情では、提出者の意図を正しく受け取るため、事務局への提出時に、内容説明のため委員会に出席したいかどうか、必ず希望を確認し、希望があれば、初回の委員会審査で出席できるよう手配した方がよい。議論が進んでから提出人に出席を願うより、初回出席の方が効率がよい。もちろん、議論が進んで疑問点が固まってからの意見聴取も、問題はない。</p> <p>更なる町民参加（アンケート・モニター制度等）を検討する必要があると思う。</p> <p>町民との会議開催については、テーマ別の工夫などで、回数増を目指すべきである。</p> <p>請願等の提出者から意見を聴く機会を設け、丁寧に審査を行っている。</p> <p>葉山町議会では町民の意見を聞く機会をしっかりと設けていると自負している。議会報告会や各種団体等との意見交換会も積極的に行っている。また請願・陳情審査の際にも、各委員会が必要であると判断した際には、意見陳述の機会をしっかりと確保している。引き続き積極的に展開して行ければと考える。</p> | <p>【段階評価】</p> <p><input type="checkbox"/> A：できている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B：概ねできている</p> <p><input type="checkbox"/> C：着手しているができていない</p> <p><input type="checkbox"/> D：未着手</p> <p>【管理評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 1：条文改正の必要性あり</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 2：条文を改正せず、今後の取り組みを検討</p> <p><input type="checkbox"/> 3：条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 4：条文を廃止</p> <p>【今後の取り組み】</p> <p>請願・陳情の審査における意見陳述人の出席根拠を整理</p> <p>➢ 提出者の意見陳述は地方自治法による参考人として招致しない。</p> <p>➢ 提出者以外の者からの意見聴取は地方自治法による参考人として招致する。</p> |

【検証体系】 3. 議会の機能・体制強化 ○議員の政策提言能力と政策評価能力の向上

| |
|--|
| 第6条 附属機関の設置 |
| <p>(附属機関の設置)</p> <p>第6条 議会は、議会活動等に関して必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、審査、調査又は諮問のための附属機関を設置することができる。</p> |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|------------------------------------|------------|---------|
| 6 | <p>附属機関設置の根拠条文であるため、検証の対象外とする。</p> | | |

【検証体系】 1. 町民に開かれた議会 ○町民への情報公開と情報共有

| |
|---|
| 第7条 広報機能の充実 |
| (広報機能の充実) 第7条 議会は、多様な媒体を用いた町民への情報提供に努めなければならない。 2 議会は、議案に対する各議員の意思を議会広報で公表する等、広報機能の充実に努めるものとする。 |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|--|--|--|
| 7 | <p>○ 第7条第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 議会だよりの発行（定例会ごと年4回）各 15,000 部 ➢ 議会インターネット中継 ➢ 本会議・委員会会議録のホームページ公開 <p>○ 第7条第2項</p> <p>平成 20 年 8 月発行の議会だよりNo.93 から表決結果（議員ごとの各議案等に対する賛否）を掲載。また、平成 23 年 7 月から議会ホームページへ掲載。</p> | <p>議場の音響機器、ライブ中継システムの更新等を進めている。 ライブ中継等をスマートフォン等でも視聴できるようにした。 全体的に広報機能の充実はされていると思う。</p> <p>議会だよりの作成に当たっては常により読みやすく興味を持ってもらえる紙面づくりに努めている。 動画配信にも取り組み始めており、若い人たちへの情報提供にも取り組んでいる。</p> <p>媒体の多様化と情報の具体化、世代差を考えた発信内容の差別化を議論し、誰もが情報を受け取りやすくする。 『議会』の堅いイメージをもっと柔らかくして町民の誰もが近い関係を築けることに力を入れる。 各種媒体の民間委託も検討し、議会や議員が発想できないような斬新なアイデアを取り入れてみる。 例えば、インスタグラマー・ユーチューバー・ティックトッカーなど。 地元のメディアとも連携して、身近な議会・議員の提案を。</p> <p>議会だよりの方向性について、「読みやすさ」を重視するのか、「記録性」を重視するのか、全議員での議論が必要。 もし「読みやすさ」優先になるのなら、記録性は他の部分で担う必要がある。議事録だけでは膨大すぎて、後からの概観が難しい。 現状では、担当者が詳しい文面を作り、それを編集作業で削っていることが多いので、削る前の文をホームページ上に残すなど、何らかの方法をとるべきなのではないか。</p> <p>議会だよりを楽しみにしてもらえるような工夫が必要であり、そのための編集会議は必須である。</p> <p>議会だよりについては、より親しみをもち読んでもらえるように、文字数の減など工夫が必要である。</p> <p>議会広報常任委員会の視察により、youtube での発信に取り組み始めたところである。 さらに、町民に開かれた議会とするため、多様な方法で町民への情報提供を目指していきたい。</p> <p>各種広報媒体の活用に関しては先進的に取り組んできていると考える。議会広報に関しても様々な手法を取り入れつつ、文字数は多いとの指摘を受けるが、議会広報としてしっかりと議論の経過を伝えている広報誌と認識している。見やすさなどに関してはまだまだ改善する必要があると考える。 また、本年 9 月には議場や協議会室の音響設備等を入れ替えたことにより、より迅速にインターネット録画中継が配信されるとともに、添付資料を同一画面で見られるようになるなど改善した。それにあわせてホームページの充実にも取り組んでいる。引き続きDX社会への対応など積極的に取り組む課題と認識している。</p> | <p>【段階評価】</p> <p><input type="checkbox"/> A：できている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B：概ねできている</p> <p><input type="checkbox"/> C：着手しているができていない</p> <p><input type="checkbox"/> D：未着手</p> <p>【管理評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 1：条文改正の必要性あり</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 2：条文を改正せず、今後の取り組みを検討</p> <p><input type="checkbox"/> 3：条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 4：条文を廃止</p> <p>【今後の取り組み】</p> <p>議会だよりの編集体制の改善、読みやすい紙面の工夫等を検討。</p> |

【検証体系】 1. 町民に開かれた議会 ○町民への情報公開と情報共有

| |
|---|
| 第8条 委員会の公開 |
| (委員会の公開) 第8条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会を原則として公開する。 |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|---|---|---|
| 8 | 平成21年10月 委員会を制限公開から原則公開へ変更。 (委員会傍聴規程を制定) | <p>コロナ禍における傍聴者の制限には、課題がある。</p> <p>条文の通り取り組んでおり、今後も原則公開を継続すべき。</p> <p>コロナ禍で、入室を制限することがあっても、別室でのモニター視聴やネット上での公開など、きちんとできている。</p> <p>本会議場の音響等機器の更新に伴い、委員会での出席委員のテロップなどインターネット中継での見易さつながった。 録画を見ることもできるが、議事録のなるべく早い作成を望む。</p> <p>これに異論はない。しっかりと取り組んでいる。</p> | <p>【段階評価】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A：できている</p> <p><input type="checkbox"/> B：概ねできている</p> <p><input type="checkbox"/> C：着手しているができていない</p> <p><input type="checkbox"/> D：未着手</p> <p>【管理評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 1：条文改正の必要性あり</p> <p><input type="checkbox"/> 2：条文を改正せず、今後の取り組みを検討</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 3：条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 4：条文を廃止</p> |

【検証体系】 3. 議会の機能・体制強化 ○自由闊達な討議とプロセスの明確化

| |
|--|
| 第9条 長等との関係の基本原則 |
| (長等との関係の基本原則) 第9条 議会は、二元代表制のもと、長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策の立案、提言を通じて、町政の発展に取り組まなければならない。 2 議会は、長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。 3 議会の会議及び委員会において、長等（その補助職員を含む。）は、議員の質問、質疑、議員提出議案等に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。 |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|----------------------------|---|---|
| 9 | ○ 第9条第3項 反問権を行使した事例はない。 | <p>長等との緊張関係の前提のもと、言いにくいことでも発言しやすく、活発な議論ができる雰囲気づくりに努めることで、さらなる改善が図れるのではないかと。</p> <p>町長や職員からの反問が無いことは問題である。 議論を深めることができる反問は必要であり、議会や議員が反問に対して寛容ではない空気を作っている。 町長や職員との関係性の中で、ある種の信頼関係やなみなな部分が絶対には言い切れない。敵対する関係が良いわけでも悪いわけでもなく、議論をする環境の構築に向けて進めるべき。 議員の意図に疑問がある場合、職員は「こういう意味だと思っております」と前置きして説明していると思うので、違うのであれば議員の側が再度、発言できる。反問権が行使されていなくても、実質的には問題は生じていないと思う。 もちろん、積極的な反問があってもよい。</p> <p>反問権を付与していることは重要で、いつでも行使できる体制は整っている。</p> <p>反問権の行使につき、行政側の一層の理解と行使の努力を期待する。</p> | <p>【段階評価】</p> <p><input type="checkbox"/> A：できている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B：概ねできている</p> <p><input type="checkbox"/> C：着手しているができていない</p> <p><input type="checkbox"/> D：未着手</p> <p>【管理評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 1：条文改正の必要性あり</p> <p><input type="checkbox"/> 2：条文を改正せず、今後の取り組みを検討</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 3：条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 4：条文を廃止</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>議会基本条例ができた当初は反問権が入っておらず、採決のときに退席をしたという経緯がある。</p> <p>本会議・委員会における論議を深めるために、必要なものと考えていた。</p> <p>反問権を付与する条例改正を行い、長等との自由闊達な議論の場を保障しており、今後も同様な取り組みを続けていき、2元代表制の一翼を担って行かなくてはならない。</p> | |
|--|---|--|

【検証体系】3. 議会の機能・体制強化 ○議員の政策提言能力と政策評価能力の向上

| |
|---|
| 第10条 政策立案及び政策提言 |
| (政策立案及び政策提言) |
| 第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、長等に対し、積極的に政策の提言を行うものとする。 |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|---|---|---|
| 10 | <p>議会基本条例施行後（平成21年10月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 条例の制定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 議員発議 1件（可決） ○ 条例の改正 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 議員発議 5件（否決） ○ 議案の修正 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 委員会修正 5件（可決4件、否決1件） ➢ 議員発議 6件（可決1件、否決5件） ○ 決議 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 委員会発議 3件（可決） ➢ 議員発議 12件（可決8件、否決4件） ○ 政策提言 <p>決算審査において抽出された指摘事項等について、次年度の予算編成の実施に向けた議会からの政策提言として町長へ文書をもって申し入れを行った。</p> <p>平成30年15項目、令和元年11項目、令和2年8項目、令和3年5項目</p> | <p>議会議案の活発化を図る。</p> <p>直近ではまちづくり条例の検証を行うなど条文の通り取り組んでいる。今後は町部局と共にまちづくり条例の検証に取り組むと良い。</p> <p>政策提言を行うこと、それが実現しているかは捉え方の違いと感じる。議会・議員からの提案が、執行部にとっても町民にとっても有意義なものになっていて、町政の向上に繋がることが見えてきていない。</p> <p>政策提案の制作に町民や議会が積極的に意見交換をしながら、また執行部との意見交換や議論も交わしながら政策提言後の具体的な進行に向けた方法論を構築。</p> <p>町民から要望が出ている「まちづくり条例の見直し」が、まだ途中である。乱開発を食い止め、美しい町を目指すため、盛土や地下水脈、色彩など、多様な観点からの検討を進めるべき。</p> <p>建物の色彩に現状より厳しい規制をかけ、看板の色彩を統一すれば、効果は大きいと思う。</p> <p>更に積極的に取り組みたい。</p> <p>条例制定について、議会として、より活発に取り組む必要がある。</p> <p>委員会による修正や議員発議は行われていると思う。</p> <p>条例の提案に関しては、先進自治体に後れを取っているとの認識を持っている。友好都市の那須町で議員提案された「ケアラー支援条例」など、他自治体の条例を参考にし、積極的な条例提案が図られるよう行動したい。</p> <p>また、葉山町まちづくり条例の改正は議会が主導して進めていかなくてはと考える。</p> | <p>【段階評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> A：できている <input checked="" type="checkbox"/> B：概ねできている <input type="checkbox"/> C：着手しているができていない <input type="checkbox"/> D：未着手 <p>【管理評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1：条文改正の必要性あり <input checked="" type="checkbox"/> 2：条文を改正せず、今後の取り組みを検討 <input type="checkbox"/> 3：条文に従い、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 4：条文を廃止 <p>【今後の取り組み】</p> <p>決議、議案提案等を通じて積極的に政策提言を行い、議会の活性化を図る。</p> |

【検証体系】 3. 議会の機能・体制強化 ○自由闊達な討議とプロセスの明確化

| |
|--|
| 第11条 議会審議における論点情報の形成 |
| <p>(議会審議における論点情報の形成)</p> <p>第11条 議会は、まちづくりの基本方針並びに町民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される施策及び事業について、長等に対し、次に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策を必要とする原因又は背景</p> <p>(2) 他の自治体の類似する政策との比較検討</p> <p>(3) 町民参加の実施の有無とその内容</p> <p>(4) 総合計画等との整合性</p> <p>(5) 政策の実施に必要な財政措置</p> |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|---|---|---|
| 11 | 町長から提案される町民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される施策及び事業については、議員懇談会等を開催して説明を求めている。 | <p>重要施策については、全員協議会・議員懇談会等で説明を受けているが、執行部側が町民に説明する機会の充実には、課題があると思う。</p> <p>重要な事案については事前に説明するよう求めているだけでなく、実施したことで満足することなく、説明不足の点があればさらなる情報提供の資料や機会を設けるよう要請している。</p> <p>今後も十分に理解できるよう、適時情報提供機会を設定するよう要望することが良い。</p> <p>執行部が議会への説明だけでなく町民への説明も丁寧に行うべき。</p> <p>総合計画の重要性を執行部・議会・町民が相互に認識を深め、次世代に繋げる。</p> <p>議論する場に多種多様・世代を越えた議論の場を創出して、未来に向けた斬新かつ有意義な提案を作っていく。</p> <p>議会への説明はかなり行われているが、町から町民への説明が足りないのではないか。</p> <p>下水道事業や、生ごみの分別収集、学校給食など、影響の大きい事業については、町民への説明会をもっと積極的に行うよう、町に働きかけることが望ましい。コロナ禍があっても、リモートでの説明会や、人数を絞っての説明会はできるはず。</p> <p>「決まってから説明」ではなく、「議論しながら説明」の方が、町民の関心を高められると思う。また、決定したことに対し、町民からの理解も深くなると思う。</p> <p>長等に対する質疑等で日々十分に審議されていると思う。</p> <p>行政側からの情報・説明の明示はより充実される必要がある。</p> <p>全員協議会等を開き、実施されている。</p> <p>今後も行政側に丁寧で分かりやすい説明を求めていくことが肝要である。</p> <p>今後も議員懇談会や全員協議会等を通じて、重要施策の説明を求めると共に活発な質疑を行う機会をしっかりと確保していく。</p> | <p>【段階評価】</p> <p><input type="checkbox"/> A：できている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B：概ねできている</p> <p><input type="checkbox"/> C：着手しているができていない</p> <p><input type="checkbox"/> D：未着手</p> <p>【管理評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 1：条文改正の必要性あり</p> <p><input type="checkbox"/> 2：条文を改正せず、今後の取り組みを検討</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 3：条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 4：条文を廃止</p> |

【検証体系】4. その他 ○基本条例の趣旨、議決事項、見直し

| |
|---|
| 第12条 議会の議決事件 |
| (議会の議決事件) 第12条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議会の議決事件は、基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更又は廃止に関することとする。 |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|--|---|---|
| 12 | <p>○ 平成25年2月 議決事件に基本構想を追加</p> <p>➢ 平成26年12月 議案第45号「第四次葉山町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について」→賛成多数で可決</p> <p>➢ 令和2年12月 議案第55号「第四次葉山町総合計画後期基本計画の策定について」→全会一致で可決</p> | <p>現時点での改正の必要はないと思うが、対象拡大への検討は引き続き行う必要があるのではないか。</p> <p>当条文があることで基本計画の検証作業は特別委員会設置の上で綿密に行われている。今後も同様に継続するのが良い。</p> <p>内容の吟味はできていると思う。</p> <p>現状では、格別な条文改正の必要性を認めないが、今後、議会議決が必要とされる案件の出来時には速やかに条文加筆・改正が必要と考える。従って、条例の点検・見直しについては、適宜実施する事が必要である。</p> <p>議決事件に基本構想を追加した。</p> <p>総合計画特別委員会を設置して、微に入り細にいり計画案を行政と協議している。これまでの手法を踏襲して「第5次葉山町総合計画」の議決に向けて取り組んでいく。</p> | <p>【段階評価】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A: できている</p> <p><input type="checkbox"/> B: 概ねできている</p> <p><input type="checkbox"/> C: 着手しているができていない</p> <p><input type="checkbox"/> D: 未着手</p> <p>【管理評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 1: 条文改正の必要性あり</p> <p><input type="checkbox"/> 2: 条文を改正せず、今後の取り組みを検討</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 3: 条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 4: 条文を廃止</p> |

【検証体系】2. 議員の責務・倫理 ○議員の責務

| |
|--|
| 第13条 活発な議論による合意形成 |
| (活発な議論による合意形成) 第13条 議員は、議会の権能を発揮するため、委員会において、議員相互の議論を活発に行い、合意形成に努めるものとする。 |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|---|---|---|
| 13 | <p>○ 自由討議の試行</p> <p>➢ 平成25年6月から令和2年6月まで委員会の議案審査において、各委員が事前に議案に対する論点を提出し、争点(論点)ごとに委員相互の自由闊達な討議を行った。</p> <p>➢ 現在は、議案等の審査の中で必要に応じて自由討議を実施。</p> | <p>政策的な新規条例等の提案も少なく、機会が少ない。</p> <p>本会議での自由討議の可能性の追求。</p> <p>必要に応じて自由討議を行う現状のやり方を継続するのが良いと考える。</p> <p>委員会での議員討議の方法や提案・勉強をもっと活発に行う。時間に制限されることのない委員会開催を。有識者など執行部以外からの助言や社会情勢に合した議論。社会の変化や現代の在り方に沿った価値観の形成を軸に、議会と議員が日々資質向上に努める。</p> <p>意見が異なる場合、無理に統一する必要はないが、それぞれの考えは提示されているし、それを聞いて意見を変える場合もある。討議はできていると思う。</p> | <p>【段階評価】</p> <p><input type="checkbox"/> A: できている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B: 概ねできている</p> <p><input type="checkbox"/> C: 着手しているができていない</p> <p><input type="checkbox"/> D: 未着手</p> <p>【管理評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 1: 条文改正の必要性あり</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 2: 条文を改正せず、今後の取り組みを検討</p> <p><input type="checkbox"/> 3: 条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 4: 条文を廃止</p> <p>【今後の取り組み】</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>本会議でも議員間の自由討議の実現ができるよう目指し、例えば、「本会議および委員会等」と改正をしたい。</p> <p>自由討議のより一層の活性化と頻度が必要と考える。</p> <p>委員会の議案審査において、各委員が事前に議案に対する論点を提出し、争点（論点）ごとに委員相互の自由闊達な討議をするはずではあったが、実際には討議ではなく、質疑と変わらなくなってしまった。</p> <p>本会議及び各委員会において、議員間の議論の場が少ないと感じている。自由討議の再試行や別の手法を用いて取り組みの強化を図るべきと考える。先進議会の取り組みを再度調査・研究を進めて行くことが必要と考える。</p> | <p>委員会における自由討議を行う案件は少ないが積極的に取り組む。</p> <p>本会議における自由討議の実施に向けた検討。</p> |
|--|--|--|

【検証体系】 3. 議会の機能・体制強化 ○議員活動、議員活動のための基礎整備

| |
|---|
| 第14条 政務活動費 |
| <p>(政務活動費)</p> <p>第14条 議員及び会派は、葉山町議政務活動費の交付に関する条例（平成16年葉山町条例第6号）に基づき交付される政務活動費を活用して、議員の調査研究、広報広聴及び政策立案に資するものとし、その用途については、積極的に公開し説明責任を果たさなければならない。</p> |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|--|--|---|
| 14 | <p>○ 議員1人当たり 月額2万円（年額換算して一括交付）</p> <p>➢ 政務活動費の交付に関する条例、同施行規則及び政務活動費の手引きに沿って適切に政務活動費を活用。</p> <p>○ 会派・議員別の政務活動費支出状況及び視察報告書を議会ホームページにおいて公開。</p> | <p>政務活動費の用途（マニュアル）については、見直し検討が必要。</p> <p>町当局と対等に調査研究、広報広聴及び政策立案を行うために適切な金額なのかの検討は行うべきでは。</p> <p>今後も現状の通り継続で良いと考える。引き続き本条の趣旨に適った活動に努める。</p> <p>ホームページ以外での情報発信。</p> <p>事務局がチェックしてくれるし、公開もされているので、問題ないと思う。</p> <p>手引きの見直しは必要かもしれない。</p> <p>かつて、政務活動費を月額10万円に引き上げる陳情が提出されたことがあったが、実際に活動を行うにあたって、2万円では少ないと感じることが多い。</p> <p>葉山町議会では政務活動費の用途をきちんと公開しているが、もっと広く使いやすく変更する必要があると思う。</p> <p>政務活動費の手引きを再度検証して、見直すべきところは変更すべきと考えるが、用途の公開など積極的な情報開示に引き続き努めていくべき。</p> | <p>【段階評価】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A：できている</p> <p><input type="checkbox"/> B：概ねできている</p> <p><input type="checkbox"/> C：着手しているができていない</p> <p><input type="checkbox"/> D：未着手</p> <p>【管理評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 1：条文改正の必要性あり</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 2：条文を改正せず、今後の取り組みを検討</p> <p><input type="checkbox"/> 3：条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 4：条文を廃止</p> <p>【今後の取り組み】</p> <p>政務活動費の用途について積極的な公開を検討。</p> |

【検証体系】3. 議会の機能・体制強化 ○議員活動、議員活動のための基礎整備

第15条 議員定数及び議員報酬

(議員定数及び議員報酬)

第15条 議員定数及び議員報酬に関しては、別に条例で定めるところによる。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、原則として第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にしなければならない。
- 3 議員定数及び議員報酬の改正に当たって、委員会又は議員が提案する場合は、その理由について説明責任を果たさなければならない。

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|--|---|---|
| 15 | <p>○ 議員報酬 400,000円</p> <p>➢ 地方自治法第100条の2の規定に基づき、葉山町議会議員の報酬に関する専門的事項に係る調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査依頼：山梨学院大学 法学部行政学科教授 江藤俊昭氏 ・調査期間：平成25年7月～平成26年10月 ・調査報告：平成27年第1回定例会（議会運営委員会所管事務調査報告） <p>○ 議員定数 14人</p> <p>➢ 平成22年第1回定例会で、議案第71号「葉山町議会議員定数条例の一部を改正する条例」を賛成多数で可決。次回の一般選挙（平成23年5月）から施行（定数17人→14人）</p> | <p>直近の3年間は、議論がない。</p> <p>議員報酬については外部専門家による詳細な調査・検証を実施してきており評価できる。報酬体系が大きく変化しておらず、すぐに同様の検証作業は必要ないが、社会・経済情勢に大きな変化がある場合に検証作業を行うことで良いと考える。</p> <p>役場公務の適正化(議員間の公務日数の量の違いを是正) 研修や視察等の強化、執行部や若手職員との意見交換や議論の場を設定。</p> <p>現状では問題ないと思う。将来的に町の人口が減るなどすれば、その時に議論すればよい。</p> <p>議員報酬については、江藤俊昭先生により全議員で調査を行い適正ということになった。</p> <p>議員定数は、定数を17人から14人に削減したが、民意を反映するために、これ以上の削減は絶対に考えられない。</p> <p>報酬の件に関しては先進的な取り組みを行い、視察に来庁される議会を複数ありました。定数に関しても議会内で喧々諤々議論を行ったのちに採決に至っており、条文の取り組みがなされていると考える。今後は人口減少が進行して、財政規模が著しく縮減するような事態になると議会が判断した時には、報酬や定数に関して第三者委員会などの意見を参考にし、議会内で議論して決定すべきと考える。</p> | <p>【段階評価】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A：できている</p> <p><input type="checkbox"/> B：概ねできている</p> <p><input type="checkbox"/> C：着手しているができていない</p> <p><input type="checkbox"/> D：未着手</p> <p>【管理評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 1：条文改正の必要性あり</p> <p><input type="checkbox"/> 2：条文を改正せず、今後の取り組みを検討</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 3：条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 4：条文を廃止</p> |

【検証体系】2. 議員の責務・倫理 ○政治倫理条例の遵守と品位の保持

第16条 政治倫理

(政治倫理)

第16条 議員は、高い倫理性が求められていることを深く自覚し、葉山町議会議員政治倫理条例（平成14年葉山町条例第25号）を遵守し、品位の保持に努めなければならない。

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|---|--|---|
| 16 | <p>○ 葉山町議会政治倫理条例の制定及び改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成15年1月制定 ➢ 平成25年3月改正 町民の調査請求権要件を変更 (町民50人以上、議員5人以上) ➢ 平成31年2月改正 宣誓書の提出を追加 <p>○ 調査請求件数（平成21年10月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 議員5人以上の連署による請求 1件 ➢ 町民有権者50人以上の連署による請求 1件 | <p>直近では宣誓書提出を義務付けており、現状では十分に対応できておりこのままで良いと考える。</p> <p>引き続き当該条例の趣旨を胸に、町民の信任を受けた議員として職務にあたる。</p> <p>覚醒剤使用者が議員になった事例があるが、きわめて例外的な事件だったと考えたい。今後は、反社会性のある団体との関りを持たないなど、より一層、用心すべきと考える。選挙に協力してもらう時など、知らないうちに、関りを持ってしまう可能性もある。</p> <p>また、町民からの監視や批判を受けやすいよう、「身近な議会」を目指すことも効果が高いと思う。自分では気づかないことも、町民からの指摘で気づくことがある。</p> <p>引き続き、葉山町議会議員政治倫理条例を遵守し、品位の保持に努めるものです。</p> | <p>【段階評価】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A：できている</p> <p><input type="checkbox"/> B：概ねできている</p> <p><input type="checkbox"/> C：着手しているができていない</p> <p><input type="checkbox"/> D：未着手</p> <p>【管理評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 1：条文改正の必要性あり</p> <p><input type="checkbox"/> 2：条文を改正せず、今後の取り組みを検討</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 3：条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 4：条文を廃止</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | 不祥事が議会内で発生した事実があり、段階評価はBとした。今後も高い倫理性を持って、議員各自が日々の活動に取り組んでいくしかない。 | |
|--|--|--|--|

【検証体系】4. その他 ○基本条例の趣旨、議決事項、見直し

| |
|--|
| 第17条 議会改革の推進 |
| (議会改革の推進) 第17条 議会は、分権時代における地方議会のあり方を常に議論し、不断の議会改革をさらに推し進めるよう努めるものとする。 |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|---|---|--|
| 17 | 議長改選時に各会派又は議員から提案された議会改革項目について議会運営委員会において協議を行っている。 ➢ 令和3年議長改選時に提案された議会改革項目 50件 | 議会運営委員会にて各会派、議員から改革項目をあげて議長公約と合わせて協議している。 各議員から提案された議会改革項目について、議会運営委員会を中心に丁寧に議論を進めている。 議会改革項目についてきめ細かく対応しており、議場の改修など大きな成果も出ている。今後も議長改選時での改革項目提出・検討を続ける。 もっと斬新で突っ込んだ改革をしても面白い。 議会や議員といった長い歴史の中で定着しているイメージや概念を壊し、北欧議会や現代のIT大手の会社やベンチャー企業のような横並びの議論ができる環境を。 改革はずいぶん進んできたと思うので、今後も少しずつ前進すればよい。 現在も議会改革を進めているところであり、さらに取り組んでいくものである。 議長交代時には必ず議会改革項目を聴取して、議会運営委員会において検討し、試行してみるなど、常に改革に向けて取り組んできたと自負している。これからも常に情報のアンテナを拡げて、先進的取り組みを取り入れて、議会改革に邁進していくことが求められている。引き続き積極的に取り組むべき重要課題と考える。 | 【段階評価】 <input type="checkbox"/> A：できている <input checked="" type="checkbox"/> B：概ねできている <input type="checkbox"/> C：着手しているができていない <input type="checkbox"/> D：未着手 【管理評価】 <input type="checkbox"/> 1：条文改正の必要性あり <input type="checkbox"/> 2：条文を改正せず、今後の取り組みを検討 <input checked="" type="checkbox"/> 3：条文に従い、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 4：条文を廃止 |

【検証体系】3. 議会の機能・体制強化 ○議員の政策提言能力と政策評価能力の向上

| |
|---|
| 第18条 議会事務局の体制整備及び予算の確保 |
| (議会事務局の体制整備及び予算の確保) 第18条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査、法制機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。 2 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。 |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|--|--|---|
| 18 | ○ 研修会等への参加 ➢ 三浦半島関係議会議長会職員研修会（令和4年書面会議） ➢ 全国町村議会議長会事務局研修会（令和4年オンライン会議） ➢ 神奈川県町村議会新議員研修会（令和4年1人参加） ○ 議会費の新年度予算要求時には、議会運営委員会において予算要求の概要説明を行い議会として確認している。 | 議会事務局の充実については、人員数を含め町長へ要望している。 十分な予算措置が必要ではないか。 議会だより作成やネット・動画配信など広報関連の作業範囲が今後広がる可能性があり、その際にはマンパワー不足への対応が必要と考える。 | 【段階評価】 <input type="checkbox"/> A：できている <input checked="" type="checkbox"/> B：概ねできている <input type="checkbox"/> C：着手しているができていない <input type="checkbox"/> D：未着手 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>議会だよりの作成では、事務局に相当な負担をかけている。印刷会社とのやりとりにも、手間がかかっている。こちらの意図がうまく伝わらず、何度もやり直しをすることもある。</p> <p>技能を持つ職員の増員があり、専用ソフトを使用できれば、版下の作成まで、議会プラス事務局内で可能ではないか。印刷会社に渡すのは、完成原稿のPDFのみということになれば、そちらの経費は削減でき、原稿完成も早くなるのではないか。入札によって、不慣れな業者に当たるといった事態も避けられる。</p> | <p>【管理評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 1：条文改正の必要性あり</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 2：条文を改正せず、今後の取り組みを検討</p> <p><input type="checkbox"/> 3：条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 4：条文を廃止</p> <p>【今後の取り組み】</p> <p>法制担当職員の配置等を含め事務局体制の充実を図る。</p> |
| | <p>職員の人数を増やすよう、引き続き要望することが必要である。</p> | |
| | <p>法制担当などの対応員設置も考慮すべきである。</p> | |
| | <p>議会事務局の強化と法制担当を望む。</p> <p>事務局の体制強化が課題であると認識している。人員の確保はもちろんのこと法制担当の配置など、専門的な知見を要する職員に長く務めて頂く要請を行っていかなくてはならないと考える。予算の確保に関しては長等執行部との協議も良好に進展しているので、引き続き要望していく。</p> | |

【検証体系】 4. その他 ○基本条例の趣旨、議決事項、見直し

| |
|--|
| 第19条 最高規範性 |
| (最高規範性) |
| 第19条 この条例は、議会運営に関する最高規範であって、議会は、この条例の目的及び趣旨に反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。 |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|--------------------------------|------------|---------|
| 19 | 基本条例の位置づけを明記するものであり、検証の対象外とする。 | | |

【検証体系】 3. 議会の機能・体制強化 ○議員活動、議員活動のための基礎整備

| |
|--|
| 第20条 議員研修 |
| (議員研修) |
| 第20条 議会は、この条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後、速やかに、この条例及び葉山町議会議員政治倫理条例に関する研修を行わなければならない。 |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|---|---|--|
| 20 | ○ 平成31年2月 条例改正「議員研修会」の規定を追加 ➤ 令和元年5月の議員改選時に全議員を対象に「議会基本条例等に関する研修会」を開催。 | <p>研修会は今後も実施すべき。</p> <p>研修について必要性は認めるが、署名を求めるとはなかなかのものか。</p> <p>現状では改選時の新人議員研修会だけで、その時点で条例の各規定の趣旨・重要性が必ずしも十分に認識できておらず完全に頭には入らないように感じるので、改選後1年か2年が経過した時点でもう一度研修会を実施するのはどうか。</p> <p>また、新人議員だけではなく、全議員に対して実施しても良いのではないかと考える。</p> | <p>【段階評価】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A：できている</p> <p><input type="checkbox"/> B：概ねできている</p> <p><input type="checkbox"/> C：着手しているができていない</p> <p><input type="checkbox"/> D：未着手</p> <p>【管理評価】</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | 現状で問題ないと思う。 | <input type="checkbox"/> 1：条文改正の必要性あり <input type="checkbox"/> 2：条文を改正せず、今後の取り組みを検討 <input checked="" type="checkbox"/> 3：条文に従い、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 4：条文を廃止 |
| | 任期開始後は当然であるが、任期中にもより正確な議員活動のため、積極的に外部講師による研修を充実し、議員活動の基本を会得向上すべきである。 | |
| | 改選時以外にも、さまざまな研修会を実施している。 | |
| | 引き続き行っていく。 | |

【検証体系】4. その他 ○基本条例の趣旨、議決事項、見直し

| |
|---|
| 第21条 検討 |
| (検討) 第21条 議会は、この条例の施行後、町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 |

| 条文 | 現況と実績等 | 会派・議員からの意見 | 評価・検証結果 |
|----|---|---|---|
| 21 | <p>○ 議会運営委員会において議会基本条例の検証作業を開始。(令和4年)</p> <p>【議会基本条例の制定・改正】 平成21年6月 第2回定例会において制定(全会一致で可決) 平成23年9月 請願等の提出者の意見を聴く機会を追加(第5条) 平成25年2月 議決事件に基本構想を追加他(第12条) 平成27年3月 長等の反問権を追加(第9条) 平成31年2月 議会基本条例・政治倫理条例に関する研修を追加(第20条)</p> | <p>現在、検証・見直し中である。</p> <p>適時、必要なときに改正してきている。 今後も必要に応じて適時改正するよう努めることが良いと考える。</p> <p>議員1人ひとりの考え方を尊重しながら、議会としての方向性を議論しながら町民生活と町政の活発な行政運営の一助となる。 刻一刻と時代が変化しているため、期間や内容に縛られることなく改正を心がける。 社会情勢の変化にしっかりと議会・議員がついていくことが大前提で、議員の質・議会の機能・執行部との関係・県や国に対しての主張はこれまで以上に積極的に行う。</p> <p>現在、実行中なので、任期中に見直しが完了すればよい。</p> <p>定期的な検証の時期を明記すべきである。</p> <p>今回のように、検証を行っている。</p> <p>検証作業が終わったら、外部評価を受けた後に町民の皆様の意見や議会への要望等を伺い、反映できるよう改正に取り組んでいく。 個人的には、新型コロナウイルス対策を余儀なくされるなど、議会運営に大きな影響を及ぼす可能性が高い不測の事態に日頃から備えていくという議会の活動原則を規定する、新しい条文の制定を提案したいと考える。</p> <p>議会基本条例追加条文(案) (危機管理) 第〇条 議会は、大規模自然災害等の不測の事態が発生した際には、町民の生命及び財産を守り、日常生活が継続できるように、議会業務継続計画(以下議会BCPという)に基づき、迅速な対応かつ機能的な活動を行うものとする。 2 議会及び議員は、議会BCPを熟知し日頃からの備えを行い、災害発生時には周囲の状況等を調査し、町民の要望や意見を的確に把握して、町議会災害対策会議へ報告及び提案等を行うものとする。 3 危機管理体制の整備に資するため、様々な提言や提案を積極的に発信するとともに、町長等との協働により防災・減災対策を推進することとする。</p> | <p>【段階評価】 <input type="checkbox"/> A：できている <input checked="" type="checkbox"/> B：概ねできている <input type="checkbox"/> C：着手しているができていない <input type="checkbox"/> D：未着手</p> <p>【管理評価】 <input type="checkbox"/> 1：条文改正の必要性あり <input type="checkbox"/> 2：条文を改正せず、今後の取り組みを検討 <input checked="" type="checkbox"/> 3：条文に従い、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 4：条文を廃止</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | (議会図書室) 第〇条 議会は、議員の政策立案や調査・研究に資するため、図書及び資料の充実に努めるとともに、町民の利便性を高め利用の促進を図るものとする。 | |
|--|--|--|